

○自動車運転者等の行政処分取扱規程

昭和 44 年 9 月 29 日
県公安委員会規程第 3 号

自動車運転者等の行政処分取扱規程を次のように定める。

自動車運転者等の行政処分取扱規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 取締り原票等の作成及び送付（第 3 条—第 6 条）
- 第 3 章 違反等登録及び処分量定（第 7 条—第 11 条）
- 第 4 章 行政処分の執行等（第 12 条—第 16 条）
- 第 5 章 行政処分事案の県外移送等（第 17 条・第 18 条）
- 第 6 章 行政処分執行後の措置（第 19 条—第 21 条）
- 第 7 章 雑則（第 22 条）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。）、道路交通法施行規（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。）及び長野県道路交通法施行細則（昭和 35 年長野県公安委員会規則第 4 号）に基づき、長野県公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び長野県警察本部長（以下「本部長」という。）が行う自動車又は一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転免許を有する者の運転免許の取消し、運転免許の効力の停止、自動車等の運転の禁止、運転免許の拒否又は運転免許の保留（以下「行政処分」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 取締警察官等とは、交通違反の取締り、交通事故の現場捜査及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する警察官並びに駐・停車違反に係る反則告知を行う交通巡視員をいう。
- 違反報告書とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 法第 9 章に定める反則行為に関する処理手続において用いる交通反則切符
 - イ 法違反事件迅速処理のための共用書式（以下「交通切符」という。）
 - ウ 法第 71 条の 3 第 1 項及び第 2 項に定める座席ベルト装着義務、同条第 3 項に定める幼児用補助装置使用義務及び法第 71 条の 4 第 1 項及び第 2 項に定める乗車用ヘル

メット着用義務の違反に係る点数切符（以下「点数切符」という。）

エ 現認報告書その他の捜査書類で行政処分に関するもの

- (3) 署長等とは、警察署長（以下「署長」という。）、警察本部の交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長をいう。
- (4) 違反等登録とは、警察共通基盤システムによる運転者管理業務（以下「運転者管理システム」という。）の行政処分管理のうち、違反、事故又は事案に係る登録をいう。
- (5) 取締り原票等とは、警察本部運転免許本部長（以下「免許本部長」という。）が別に定める取締り原票、行政処分原票及び人身事故等行政処分原票をいう。
- (6) 運転免許の停止等とは、運転免許の効力の停止若しくは保留又は自動車等の運転の禁止の行政処分をいう。
- (7) 交通事件とは、行政処分の対象となる交通違反及び交通事故事件をいう。
- (8) 通告不相当事案とは、法第 127 条第 1 項に規定する通告が不相当と認められる告知事案をいう。

第 2 章 取締り原票等の作成及び送付

（取締警察官等の発見報告）

第 3 条 取締警察官等は、交通事件を発見したときは、速やかに違反報告書を作成して署長等に報告しなければならない。この場合において、当該報告に係る交通事件が交通事故を伴うものであり、かつ、当該交通事故の調査になお相当の時間を要するものときは、直ちに、当該交通事故に係る違反等登録に必要な事項を報告するものとする。

2 取締警察官等は、前項の規定により作成した違反報告書に係る交通事件が交通事故を伴うものであり、かつ、交通事故に関する登録除外事由（別表 1。以下「登録除外事由」という。）に該当すると認めるときは、違反報告書の所要欄にその意見を付記するものとする。

3 取締警察官等は、交通事件の事実の認定を適正に行うとともに、違反報告書の記載を正確に行わなければならない。

（署長等の措置）

第 4 条 署長等は、前条の規定により報告された違反報告書に係る交通事件（送致が不相当のもの及び通告不相当事案を除く。）について、取締警察官等に、取締り原票等を作成させるものとする。この場合において、違反報告書の作成に係る交通事件が交通事故を伴うものであり、交通切符、交通反則切符又は点数切符によつて処理しなかつたものについては、人身事故等行政処分原票を作成させるものとする。

2 署長等は、交通担当幹部の中から取締り原票等審査責任者を指定し、違反報告書及び取締り原票等の所要欄に違反等登録に必要な事項が正確かつ明白に記載されているかどうかについて審査させるものとする。

3 取締り原票審査責任者は、審査に当たっては、次に掲げる事項に特に留意しなければならない。

- (1) 審査に係る交通事件が交通事故に係るものについての不注意の程度の認定は、交通事故の不注意の程度の認定基準（別表 2。以下「不注意認定基準」という。）の「重い」、「軽い」の区分によつて行うこと。
- (2) 審査に係る交通事件が登録除外事由に該当すると認められるときは、違反報告書の

所要欄にその意見を付記すること。

(3) 犯罪捜査規範（昭和 32 年国家公安委員会規則第 2 号）に定める犯罪事件受理簿若しくは交通法令違反事件簿又は本部長が別に定める告知報告書（交通反則事件簿）若しくは点数切符受理簿（以下「事件簿等」という。）に登載した交通事件のうち、第 1 項前段の規定により取締り原票等を作成しなかつたものについては、当該事件簿等の余白にその理由を明記すること。

4 署長等は、取締り原票等の作成及び事件簿等の記載が確実に行われるよう常に指導監督に努め、適正かつ迅速な処理に努めるものとする。

（送付）

第 5 条 署長等は、取締り原票を送付するときは、免許本部長が定める送付書を添付し、違反報告書を受理した日の翌日（休日の場合はその翌日）までに警察本部運転免許本部東北信運転免許課長（以下「東北信課長」という。）に送付するものとする。この場合において、その事実の証明に必要な捜査書類があるときは、その写しを添付するものとする。

2 署長等は、行政処分原票又は人身事故等行政処分原票を送付するときは、免許本部長が別に定める送付書を作成し、事実の証明に必要な捜査書類を添付して、当該交通事件を認知したときから 72 時間以内に東北信課長に送付するものとする。

（登録内容の変更等）

第 6 条 署長等は、前条の規定により送付した取締り原票等について、登録内容の変更又は登録を不相当とする事情が生じたときは、速やかにその旨を東北信課長に連絡しなければならない。

2 本部長が指定する通告官が、通告不相当事案を認め、その決定をしたときは、速やかに東北信課長にその旨連絡しなければならない。

（登録審査）

第 7 条 東北信課長は、所属の警部以上の階級にある警察官の中から違反等登録責任者（以下「登録審査官」という。）を指定し、取締り原票等又は免許本部長が別に定める運転適性結果報告書若しくは臨時適性検査申請書について、審査させるものとする。

（登録除外）

第 8 条 登録審査官は、前条の審査の結果、違反報告書に係る事案について違反事実の不存在若しくは事実誤認があると認め、又は告知等の基準に該当しないと認めたときは、当該事案を違反登録から除外し、交通事故に係る事案について別表 1 の登録除外事由に該当すると認めたときは、当該事案を事故登録から除外するものとし、東北信課長に報告するものとする。

（違反等登録）

第 9 条 登録審査官は、第 7 条の審査の結果、登録すべきものとした事案については、直ちに運転者管理システムに違反等登録をしなければならない。この場合において、事実の証明が十分でなく補充調査を必要と認めたときは、当該事案について行政処分が行われるまでの間に所要の措置を講ずるものとする。

（登録の変更又は抹消）

第 10 条 東北信課長は、第 6 条の規定により登録内容の変更等の連絡を受けたときは、速

やかに当該違反等登録を変更し、又は抹消するものとする。

2 東北信課長は、他の都道府県公安委員会から移送された事案について、違反等登録の変更又は抹消を要するものと認めたときは、その理由を明らかにして当該公安委員会に差し戻し、違反等登録の変更又は抹消を依頼するものとする。

3 東北信課長は、他の都道府県公安委員会に移送した事案について、当該公安委員会から違反等登録の変更又は抹消を依頼されたときは、その理由を検討し、違反等登録の変更又は抹消を行うものとする。

(処分量定)

第 11 条 処分量定に当たっては、法及び令の定めるところによるほか、関係規定により適正かつ公平に決定するものとする。

第 4 章 行政処分の執行等

(処分書等の作成)

第 12 条 東北信課長は、行政処分が決定したときは、府令第 18 条の 3 に規定する運転免許拒否（保留）処分通知書、府令第 30 条の 4 に規定する運転免許取消（停止）処分書又は府令第 37 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する運転禁止処分票（以下「処分書等」という。）を作成しなければならない。

(執行の指揮)

第 13 条 本部長は、行政処分が決定されたときは、署長を指揮して行政処分を執行するものとする。

(署長による行政処分の執行)

第 14 条 署長は、所属の警察官の中からあらかじめ適任者を指名し、前条の規定による行政処分の執行の指揮を受けたときは、免許本部長が別に定める通知状によつて被処分者の出頭を求め、次に掲げるところにより、行政処分の執行をさせなければならない。この場合において、当該行政処分の講習を受けることのできるものにあつては、行政処分の期間が 40 日未満のものは講習の当日、その他のものは講習の終了までに当該行政処分期間の 2 分の 1 の期間が経過しないよう、それぞれ行政処分の執行をさせなければならない。

- (1) 処分書等に記載漏れ又は記載誤りがないか確認のうえ、口頭で行政処分の理由等（交通事故の発生日月日、種別及び程度、前歴、累積点数、処分日数等）を告げて、被処分者から行政処分の理由について意見を述べさせ、かつ、有利な証拠を提出する機会を与えた後、処分書等を交付すること。
- (2) 運転免許の取消しについては、処分書等を被処分者に交付し、かつ、運転免許の欠格期間を確認させるとともに、運転免許証を返納させ、又は免許情報記録個人番号カード（法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示させて免許情報記録（法第 95 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する免許情報記録をいう。第 4 号において同じ。）を抹消すること。
- (3) 運転免許の拒否については、処分通知書を被処分者に交付し、かつ、運転免許の欠格期間を確認させること。
- (4) 運転免許の効力の停止又は自動車等の運転の禁止については、処分書等に行政処分の執行日を第 1 日目として、行政処分の始期の年月日及び日数を記載して被処分者に交

付し、かつ、運転の禁止の期間が1年を超えるものにあつては、運転免許の欠格期間を確認させるとともに、運転免許証、国際運転免許証若しくは外国運転免許証を提出させ、又は免許情報記録個人番号カードを提示させて免許情報記録を抹消すること。

(5) 運転免許の保留については、処分通知書に行政処分の執行日を第1日目として、行政処分の始期及び終期の年月日を記載して被処分者に交付すること。

2 署長は、行政処分の執行に当たり、被処分者から苦情の申立てがあり、その内容について調査を行う必要があると認められるときは、当該行政処分の執行を中止し、所属の巡査部長以上の階級にある警察官の中から適任者を指定し、苦情を申し立てる者からその内容を十分聴取して必要な調査を行わせ、次に掲げるところによつて処理しなければならない。

(1) 苦情申立ての内容が全く理由のないことが明らかとなつたときは、その旨を被処分者に説明して納得させ、行政処分を執行すること。

(2) 前号以外の場合は、すべて本部長の指揮を受けて処理すること。

(東北信課長及び中南信課長による行政処分の執行)

第15条 本部長は、東北信課長及び警察本部運転免許本部中南信運転免許課長（以下「中南信課長」という。）に行政処分の執行をさせることができる。この場合において、中南信課長は、行政処分対象者を認知したときは、東北信課長と協議して処理するものとする。

2 前条の規定は、東北信課長及び中南信課長が行う行政処分の執行について準用する。

(処分書等の返送)

第16条 署長は、被処分者が死亡、所在不明又は管轄区域外に住所を変更した等の理由により、行政処分の執行ができないときは、免許本部長が別に定める処分書等返送書に当該処分書等を添えて本部長に報告しなければならない。

2 署長は、被処分者の出頭拒否等やむを得ない理由により、行政処分の執行指揮を受けた日から1月を経過しても行政処分の執行ができないときは、免許本部長が別に定める報告書により本部長に報告しなければならない。

第5章 行政処分事案の県外移送等

(行政処分事案の移送)

第17条 本部長は、運転者管理システムから行政処分の対象者として通報があつた者のうち、行政処分の対象となつた事案が発生したときの住所地が他の公安委員会の管轄区域内にある者については、当該事案の事実の証明に必要な関係記録をその者の住所地を管轄する公安委員会に移送するものとする。

(処分執行依頼)

第18条 本部長は、行政処分を決定された者が、その住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更したことを知つたときは、処分書等、行政処分処理票その他必要な書類を新たな住所を管轄する公安委員会に送付し、当該行政処分の執行を依頼するものとする。

第6章 行政処分執行後の措置

(提出された運転免許証等の処理)

第19条 署長は、第14条の規定により提出された運転免許証、国際運転免許証又は外国運転免許証は、次に掲げるところにより処理しなければならない。

- (1) 運転免許の取消しにより提出された運転免許証は、免許本部長が別に定める送付書に、当該運転免許証を添えて速やかに東北信課長に送付すること。
- (2) 提出された国際運転免許証又は外国運転免許証は、免許本部長が別に定める送付書に、当該国際運転免許証又は外国運転免許証を添えて速やかに東北信課長に送付すること。この場合において、被処分者が行政処分の期間満了前に住居を変更し、又は本邦から出国する場合は、免許本部長が別に定める日程表に必要な事項を調査記入して添付すること。
- (3) 前2号以外の運転免許証は、受払い及び保管数を明確にするとともに、当該行政処分の期間が満了するまで警察署において施錠できる容器に収納し保管すること。
- (4) 免許の効力の停止処分の期間が満了するまでの間に当該運転免許証の有効期間が満了するものについては、行政処分を執行する際、被処分者に、更新期間内に所定の更新手続を行うよう指導すること。

(執行の報告)

第20条 署長は、行政処分を執行したときは、原則として行政処分の執行の通知をした日に、免許本部長が別に定める報告書に行政処分の内容を記載し、東北信課長に報告すること。

(運転免許証等の返還等)

第21条 署長は、運転免許の効力の停止又は自動車等の運転の禁止の行政処分の期間が満了した場合（講習により短縮された場合を含む。）に、被処分者から免許本部長が別に定める請求書により運転免許証、国際運転免許証又は外国運転免許証の返還の請求があったときは、当該運転免許証等を返還しなければならない。

2 警察本部運転免許本部の東北信運転免許課北信運転免許センター長、東北信運転免許課東信運転免許センター長、中南信運転免許課中南信運転免許センター長（次項において「各免許センター長」という。）及び飯田警察署長は、運転免許の効力の停止又は自動車等の運転の禁止の行政処分の期間が満了した場合（講習により短縮された場合を含む。）に、被処分者から府令第21条の2第1項に規定する特定免許情報記録申請書（次項において「特定免許情報記録申請書」という。）の提出を受けたときは、当該被処分者の個人番号カード（法第95条の2第1項に規定する個人番号カードをいう。次項において同じ。）の区分部分（法第95条の2第1項に規定する区分部分をいう。次項において同じ。）に特定免許情報（法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）を記録するものとする。

3 各免許センター長及び署長は、運転免許の保留の期間が満了した場合（講習により短縮された場合を含む。）に、府令第21条の9第1項に規定する運転免許証交付申請書の提出を受けたときは、当該運転免許証を作成し、交付しなければならない。この場合において、免許情報記録個人番号カードを有することを希望する者が特定免許情報記録申請書を提出したときは、当該被処分者の個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録しなければならない。

第7章 雑則

(委任)

第22条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和 44 年 10 月 1 日から施行する。

(規程の廃止)

- 2 自動車運転者等の行政処分取扱規程（昭和 43 年長野県公安委員会規程第 1 号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 旧規程により調製した用紙等は、現に保有するものに限り、当分の間使用することができる。

附 則（昭和 45 年 8 月 20 日県公安委員会規程第 3 号）

この規程は、昭和 45 年 8 月 20 日から施行する。

附 則（昭和 46 年 3 月 12 日県公安委員会規程第 2 号）

この規程は、昭和 46 年 3 月 12 日から施行する。

附 則（昭和 47 年 1 月 20 日県公安委員会規程第 1 号）

この規程は、昭和 47 年 1 月 20 日から施行する。

附 則（昭和 47 年 4 月 1 日県公安委員会規程第 2 号）

この規程は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 47 年 4 月 27 日県公安委員会規程第 3 号）

この規程は、昭和 47 年 4 月 27 日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 48 年 3 月 31 日県公安委員会規程第 2 号）

この規程は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 48 年 4 月 25 日県公安委員会規程第 3 号抄）

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和 48 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 49 年 10 月 1 日県公安委員会規程第 4 号）

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和 49 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の自動車運転者等の行政処分取扱規程に基づいて調製した用紙は、当分の間使用することができる。

附 則（昭和 50 年 4 月 1 日県公安委員会規程第 1 号）

この規程は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 50 年 6 月 19 日県公安委員会規程第 2 号）

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和 50 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の自動車運転者等の行政処分取扱規程に基づいて調製した様式第 2 号は、当分の間使用することができる。

附 則（昭和 51 年 11 月 25 日県公安委員会規程第 8 号）

この規程は、昭和 52 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 52 年 6 月 1 日県公安委員会規程第 4 号）

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和 52 年 6 月 1 日から施行する。

(経過処置)

- 2 この規程による改正前の自動車運転者等の行政処分取扱規程（以下「旧規程」という。）により調製した用紙は、当分の間使用することができる。
- 3 旧規程第 6 条第 2 項及び第 12 条の規定による専決は、昭和 52 年 12 月 31 日までの間、なお従前の例による。この場合において、第 12 条中「交通部長」とあるのは「運転免許課長」とする。

附 則（昭和 53 年 12 月 1 日県公安委員会規程第 5 号）

この規程は、昭和 53 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 54 年 2 月 27 日県公安委員会規程第 4 号）

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和 54 年 3 月 1 日から施行する。

(経過処置)

- 2 この規程施行の際、この規程による改正前の規定に基づいて調製した用紙は、当分の間使用することができる。

附 則（昭和 54 年 3 月 31 日県公安委員会規程第 5 号）

この規程は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 6 月 14 日県公安委員会規程第 2 号）

この規程は、昭和 55 年 6 月 15 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 12 月 27 日県公安委員会規程第 4 号）

この規程は、昭和 56 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 7 月 10 日県公安委員会規程第 2 号）

この規程は、昭和 56 年 7 月 10 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 12 月 10 日県公安委員会規程第 4 号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、昭和 57 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の自動車運転者等の行政処分取扱規程様式第 1 号から様式第 4 号まで及び様式第 16 号は、昭和 57 年 1 月 4 日以降において警察庁情報処理センターに登録するものから適用する。

(経過処置)

- 3 第 1 条の規定による改正前の自動車運転者等の行政処分取扱規程に基づいて調製した用紙は、登録に用いるものを除き、当分の間使用することができる。

附 則（昭和 58 年 3 月 11 日県公安委員会規程第 3 号）

この規程は、昭和 58 年 3 月 12 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 8 月 29 日県公安委員会規程第 5 号）

この規程は、昭和 60 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 12 月 25 日県公安委員会規程第 6 号）

この規程は、昭和 62 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 2 月 28 日県公安委員会規程第 1 号）

この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 3 月 28 日県公安委員会規程第 4 号)

この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 3 月 14 日県公安委員会規程第 3 号)

この規程は、平成 6 年 3 月 17 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 11 月 17 日県公安委員会規程第 11 号)

この規程は、平成 6 年 11 月 21 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 8 月 30 日県公安委員会規程第 2 号)

この規程は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 3 月 30 日県公安委員会規程第 2 号)

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 3 月 25 日県公安委員会規程第 1 号)

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 31 日県公安委員会規程第 1 号)

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 8 日県公安委員会規程第 2 号)

この規程は、平成 13 年 3 月 22 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 3 月 28 日県公安委員会規程第 4 号)

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 5 月 28 日県公安委員会規程第 7 号)

この規程は、平成 19 年 6 月 2 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 5 月 29 日県公安委員会規程第 3 号)

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 19 日県公安委員会規程第 1 号抄)

(施行期日)

1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 16 日県公安委員会規程第 2 号)

この規程は、平成 24 年 3 月 19 日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成 29 年 3 月 10 日県公安委員会規程第 1 号)

この規程は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 29 日県公安委員会規程第 2 号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(用紙の使用に関する経過措置)

2 この規程の施行前に、〔中略〕第 2 条の規定による改正前の自動車運転者等の行政処分取扱規程〔中略〕の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和 4 年 3 月 25 日県公安委員会規程第 3 号)

この規程は、令和 4 年 3 月 28 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 6 月 29 日県公安委員会規程第 7 号)

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 21 日県公安委員会規程第 4 号）

この規程は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

別表（略）